

(7 面からの続き)

◆地域相談支援◆

◆地域移行支援◆地域定着支援◆計画相談支援

◆障害児通所・入所給付◆

◆児童発達支援◆医療型児童発達支援◆放課後等デイサービス◆障害児入所支援

◆地域生活支援事業◆

◆相談支援◆コミュニケーション支援◆移動支援◆地域活動支援センター◆日中一時支援◆日常生活用具給付事業

◆自立支援協議会◆

障害のある人が地域で生活していくためにどのような支援が必要かなど、関係機関が障害のある人の課題や情報を共有し、ともに解決するための機関

◆そのほか◆

◆声の「広報ふっさ」の郵送【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

◆声の「市議会だより」の郵送【問合せ】議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

◆外出困難な障害者への図書宅配【問合せ】中央図書館 ☎ 553・3111

◆心身に障害のある児童の就学相談【問合せ】教育委員会指導室及び教育相談室 ☎ 551・7700

◆市内の障害者のための施設◆

◆施設入所支援 (知的)◆

知的障害者の方が施設に入所し、自立した生活を送るための指導・訓練を受ける施設

◆知的障害者グループホーム・ケアホーム◆

現に就労等をしている知的障害者の方が、数人で世話人さんと生活する施設

◆地域活動支援センターはっぴい◆

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設

◆就労移行・継続支援事業所◆

将来独立して生活できるよう、期間付で住まいを提供し必要な助言・援助を行っている施設

◆精神障害者グループホーム◆

将来独立して生活できるよう、期間付で住まいを提供し必要な助言・援助を行っている施設

◆地域活動支援センターハッピーウィング◆

精神障害者の方の日常的な困り事や、悩みに関する相談支援 (福生市東町 6-8 MEビル 3 階) ☎ 553・9888

◆福生市障害者自立生活支援センターすてっぴ◆

市内在住の障害のある方の生活等に係る相談支援、就労に係る支援 (南田園 2-13-1 福祉センター内) ☎ 539・3217、☎ 553・7532

◆高次脳機能障害相談支援◆

高次脳機能障害は脳卒中や交通事故などで脳の一部が傷つき、思考・行為・言語・注意などの脳機能に障害が起きた状態をいいます。

周りの人に障害を持っていることが理解されにくい場合もあります。どうぞご相談ください。

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

◆市役所以外の相談窓口◆

●社会福祉協議会

ボランティアの育成や障害者の移送サービス、生活福祉資金の貸し付けなどを担当しています。(南田園 2-13-1 福祉センター内) ☎ 552・2121、☎ 553・7532 ※ボランティアの育成や相談は、福祉センター内ふっさボランティア・市民活動センター ☎ 552・2122 へ。

●東京都心身障害者福祉センター

身体障害者、知的障害者の更生相談所として、区市町村に対する専門的相談・支援を行うほか、高次脳機能障害等のある方への相談を行っています。

そのほか、身体障害者手帳、愛の手帳の発行や東京都重度障害者手当の支給等を行っています。多摩支所は、地域の方々に障害に関する専門的相談、愛の手帳や補装具の判定及び講習会等の支援を行っています。(新宿区戸山 3-17-2) ☎ 03・3203・6141 ☎ 03・3203・6185、同多摩支所 (国立市富士見台 2-1-1) ☎ 573・3311、☎ 576・5295

●立川児童相談所

18 歳未満の児童の児童施設への入所決定、愛の手帳の判定等を行います。(立川市曙町 3-10-19) ☎ 523・1321、☎ 526・0150

福祉サービスを受けるための手帳

手帳の種類・程度		申請先
身体障害者手帳 (1～6 級)	視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能、肝臓機能に障害があり、身体障害者福祉法に規定する医師の診断により該当すると認められた方	障害福祉課
愛の手帳 (1～4 度)	知的障害があり、18 歳未満の方は児童相談所、18 歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターの診断により該当すると認められた方	
精神障害者保健福祉手帳 (1～3 級)	精神疾患のある方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方	

●●●障害者に関するマークについて●●●

まちで見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

名称	概要	問合せ
障害者のための国際シンボルマーク	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用は国際リハビリテーション協会の「使用指針」で定められています。このマークは「すべての障害者を対象」としたもので、車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。	財団法人日本障害者リハビリテーション協会 ☎ 03・5273・0601
身体障害者標識	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。	警察庁
聴覚障害者標識	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。	
盲人のための国際シンボルマーク	世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 ☎ 03・5291・7885
耳マーク	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎ 03・3225・5600
ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。	厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 ☎ 03・5253・1111
オストメイトマーク	人工肛門・人工膀胱を造設している人 (オストメイト) のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入り口・案内誘導プレートに表示されています。	社団法人日本オストメイト協会 ☎ 03・5670・7681
ハート・プラスマーク	「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部の障害とは、心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能の障害で、外見からは分かりにくいいため、さまざまな誤解をうけることがあります。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 ☎ 052・718・1581

「私の夢について～働いている障がいのある方から～」養育懇談会を開催します

【日時】12 月 13 日(金)午前 10 時～正午  
【場所】都立あきる野学園  
【内容】「私の夢について～働いている障がいのある方から～」(卒業生による発表)  
※懇談会終了後、希望者に学校案内を行います。  
【申込み】12 月 6 日(金)までに、氏名・住所・電話・学校見学の有無を記入し、はがき (〒197-0832 あきる野市上代継 123-1) またはファックス (☎ 558・0074) で、あきる野学園地域支援センター・石川へ。  
【問合せ】あきる野学園地域支援センター ☎ 558・0222

高齢者住宅生活協力員募集

シルバーピア北田園 (北田園 2-12-4) に併設する生活協力員住宅に入居し、入居者の安否確認や緊急時の対応、疾病に対する一時的な介助、生活の相談などを行っていただきます。  
【募集人員】1 人 (戸数 1 戸)  
【生活協力員申込資格】①高齢者の福祉に理解がある方②入居者の生活支援に熱意がある方③生活協力員住宅に居住し、在宅業務が可能の方④20 歳以上 65 歳未満で心身が健康な方⑤世帯が次の〈2〉で定める生活協力員住宅の申込資格がある方  
【〈2〉生活協力員住宅の申込資格】①市内に 1 年以上居住している②同居親族がいる③世帯の合計所得が基準内 (下表参照) ④市・都民税、国民健康保険税等を滞納していない⑤住宅に困っている⑥申込者 (同居親族を含む) が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない  
【選考方法】書類審査及び面接 (12 月下旬予定)  
【業務委託料】月額 10 万円程度 (生活協力員住宅の使用料は補助) ※シルバーピア住宅はペット不可  
【申込み用紙の配布・受付】12 月 4 日(水)～13 日(金)の間に市役所 1 階 9 番 介護福祉課高齢福祉係へ。  
【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751

サービス等利用計画作成について

短期入所や通所施設、家事援助等の障害福祉サービスの支給決定を受けている方は、全員サービス等利用計画を作成することとなりました。

この計画は、市がサービスの支給決定を行う際に参考とするもので、市が指定した「指定特定相談支援事業所」「指定障害児相談支援事業所」が作成します。

計画の作成に利用者負担はありません。

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

【市内の事業所】

●指定特定相談支援事業所

事業所	住所	連絡先
社会福祉協議会	南田園 2-13-1	552・2121
やなぎ社会福祉事務所	牛浜 95	513・0244
地域活動支援センターハッピーウィング	東町 6-8 MEビル 3 階	553・9888
相談支援センターウィステリア福生	福生 2169-2 ウィステリア福生	539・4181

●指定障害児相談支援事業所

社会福祉協議会	南田園 2-13-1	552・2121
やなぎ社会福祉事務所	牛浜 95	513・0244

【がん検診推進事業 乳がん検診・子宮頸がん検診無料クーポン券が届いた方へ】受診期間は 1 月 31 日までです。まだ受診されていない方は、この機会にぜひ受診してください。※1 月は混雑が予測されるため早めの受診をお勧めします。【問合せ】保健センター ☎ 552・0061

【給付金振込みのお知らせ】高齢者居住支援特別対策事業の申請者に対し、給付金 (8～11 月分) を 12 月 10 日ごろに振り込みます。【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751